

令和3年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和3年7月12日（月） 午後6時30分～午後8時

場 所：オンライン会議（国分寺市役所 第一・第二委員会室）

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長） （識見を有する者）
伊佐 素子（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋彌 （市内の障害者団体の代表者）
中嶋 正勝 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松友 了 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
池田 みゆき （障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
宮田 萬利子 （民生委員の代表者）
宮崎 卓矢 （特別支援学校の教員）
中西 紀子 （識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【事務局】

福祉部長（横川）
子ども家庭部 子ども発達支援担当課長（前田）
教育部 学校教育担当課長（大島）
福祉部 障害福祉課長（石丸）
福祉部 障害者福祉課計画係長（寒河江）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）
福祉部 障害福祉課計画係（奥津）

【次第】

- 1 開会
 - 1) 委員紹介
 - 2) 諮問書の交付
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価に関すること（諮問第1号）について
- 3 報告事項
 - 1) 計画の策定報告
 - 2) 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会の令和2年度活動報告及び令和3年度活動計画について
- 4 その他
- 5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書（平成30年度～令和2年度）
- 資料3 国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画達成状況評価報告書（平成30年度～令和2年度）
- 資料4 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会 令和2年度活動報告書及び令和3年度活動計画書
- 資料5 国分寺市障害者施策推進協議会スケジュール（案）

【Web会議システムの動作確認】

Web会議システムの利用に当たり、出席委員の音声は即時に他の全ての委員に伝わり、委員全員が実際に一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が相互にできる状態となっていることを会議前に確認しています。

会議の開始から終了まで、Web会議システムにより、上記状況を保ち、会議を進めております。

【開会】

大塚会長：令和3年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会を開始したいと思います。本日はWeb会議での開催となりますが、よろしくお願ひいたします。

まず、事務局から本日の会議について説明をお願いします。

事務局：開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして、会議につきましては、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。本日は8名の委員に御出席いただいておりますので、会議成立となります。

また、本日はWebでの会議開催となり、各自のパソコン等より御出席いただいておりますが、中島委員及び松友委員は市役所にお越しいただいております。市役所では、事務局も含め、1台のパソコンを共有させていただきますが、カメラは中島委員及び松友委員をお写しさせていただきます。そのため、事務局の発言は画面外からとなりますので、御了承ください。なお、市役所では、会議の様子をプロジェクターで投影いたしまして、傍聴者の方にも御覧いただいておりますので、御承知おきください。

引き続き資料の確認をさせていただきます。事前に送付している配付資料をお手元に御準備ください。まず、「令和3年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会次第」。資料1「国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿」。資料2「国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書（平成30年度～令和2年度）」。資料3「国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画達成状況評価報告書（平成30年度～令和2年度）」。資料4「国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会令和2年度活動報告書及び令和3年度活動計画書」。資料5「国分寺市障害者施策推進協議会スケジュール（案）。資料は以上でございます。

次に、協議会の進行上の注意点等につきまして、御説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様の御発言を正確に記録させていただくために、録音をさせていただきます。御了承くださいますようお願いいたします。今回、Webでの会議開催になりますが、発言するとき以外はミュート設定をしていただきますようお願いいたします。なお、御発言の際には挙手していただき、会長より指名がございましたら、画面のマイクのミュート設定を解除の上、氏名を述べていただき、その後ゆっくり、はっきりと御発言をお願いいたします。御発言後には再度、マイクのミュート設定をお願いいたします。事務局からの確認は以上でございます。

大塚会長：続きまして、委員の紹介ということで、変更があったということも含めてお願ひいたします。

事務局：昨年度から1名、委員の変更がございます。資料1の委員名簿を御覧ください。上から4人目、国分寺市障害者就労支援センターの人事異動により、青柳委員から池田委員と変更になりました。

本日はWeb会議での開催のため、委嘱状は郵送させていただいております。

それでは、新任の池田委員より一言御挨拶をお願いいたします。

池田委員：はじめまして。国分寺市障害者就労支援センターの池田と申します。この5月からセンター長に着任いたしました。6年前まで就労支援センターでコーディネーターをしております、6年ぶりの就労支援センターの業務となっております。今後ともよろしくをお願いいたします。

大塚会長：池田委員、よろしく申し上げます。

池田委員：申し上げます。

大塚会長：続きまして、諮問書について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：諮問書を読み上げさせていただきます。

諮問第1号、国分寺市障害者施策推進協議会会長、大塚晃様。国分寺市長井澤邦夫、代読。諮問書、国分寺市障害者施策推進協議会設置条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。記、1、国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理評価等に関する事。以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

大塚会長：市長から諮問書が出されておりますので、私たちの協議会については、この諮問に答えるべく、いろいろ検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、審議事項ということで、皆様のお手元の次第に沿って進めたいと思っております。

審議事項です。まず1)ですけれども、国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価に関する事。これについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局です。審議事項1につきまして御説明させていただきます。先ほど本協議会設置条例第2条の規定に基づき、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の進行管理評価等に関する事につきまして諮問がございました。本日は、その諮問に基づき、国分寺市障害者計画（第3次）、第5期国分寺市障害福祉計画及び第1期国分寺市障害児福祉計画の計画最終年度となる令和2年度実績の達成状況につきまして御意見を頂き、次回協議会にて、事務局より答申案をお示しする予定でございます。

それでは、資料2「国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書（平成30年度～令和2年度）」から御説明させていただきます。資料2の1ページを御覧ください。国分寺市障害者計画は、「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」という理念の下、基本目標を5つ定めさせていただいております。1つ目が、自分らしい暮らしへの支援体制づくり、2つ目が、自分らしい社会参加や学びへの支援、3つ目が、自分らしい働き方への支援、4つ目が、共に生きる地域社会づくり、5つ目が、自立を支援する人づくりとなっております。

ここからそれぞれの分野や政策の方向に分かれております。さらにその先の個別の事業につきましては、重点事業を7つ設定し、障害者計画の政策を進めるための実施計画がぶら下がる体系となっております。この実施計画の具体的な各事業の実施状況につきまして、本協議会で報告をし、評価をしていただいております。

2ページを御覧ください。令和2年度は、国分寺市障害者計画（第3次）の後期実施計画の最終年度となっております。令和2年度目標値に対する達成状況といたしまして、目標以上に達成した事業をA、おおむね達成した事業をB、目標値を下回った事業をC、実施しなかった事業をDと4つの分類で評価する形をとらせていただいております。目標を下回った事業及び実施しな

かった事業につきましては、2ページから4ページに内容をまとめ、補足説明をつけております。全事業の達成状況につきましては、5ページ以降を御覧ください。資料の見方としては、左から順に、事業の通番、事業名、事業概要、実績値として計画期間である平成30年度から令和2年度の実績、令和2年度目標値、達成状況評価、最後に担当課が記載されております。

それでは、評価の概要を御説明させていただきます。5ページの重点事業1、障害に対する理解や配慮の促進、(1)心のバリアフリーの推進につきまして、通番1「理解促進・普及啓発事業」では、例年イベントを開催し、障害に対する普及啓発に努めてきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを実施しておりません。しかし、障害者週間に合わせてポスターを作成し、市内公共施設のほか、西武鉄道、JRの駅や医療機関、町内会、特別支援学校等に掲示し、幅広い市民に啓発活動を実施してまいりました。

通番3「ヘルプカード・ヘルプマークの理解促進・普及啓発活動」も、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントでの普及啓発活動ができない一方、市内市立小学校6年生及び中学生向けにヘルプカード普及啓発グッズとして付箋を配付し、心のバリアフリーを推進してまいりました。

6ページ。通番9「障害者センターまつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止としております。

通番10「市役所内等での障害者就労施設等の自主製品の販売促進」では、市役所内等の公共施設での販売数だけを実績として計上しておりますが、それ以外にも、官民連携により国分寺駅にある商業施設のミーツ国分寺及びセレオ国分寺での販売を新たに実施するなど、障害者の就労意欲の向上につなげるとともに、障害者就労施設に対する市民の理解を深めてまいりました。

(2)権利擁護の推進につきまして、いずれも権利擁護センター事業となりますが、どの事業も満遍なく利用がある状況でございます。

7ページになります。(3)情報提供体制の充実につきまして、各事業、幅広い情報を提供できるよう継続的に周知を図っております。その中で通番16「ホームページ運営・バリアフリー事業」では、新型コロナウイルス感染症の影響により毎年実施している研修は中止となりましたが、システム入替えに伴うホームページのアクセシビリティチェックを行い、障害のある方でも円滑に情報を取得できるよう努めてまいりました。

(4)ユニバーサルデザインの推進につきまして、通番17「バリアフリー基本構想策定」では、令和2年度に策定のための検討を行っておりますが、効率的かつ効果的に進めるため、事業を1年延長し、国分寺市総合ビジョン実行計画に位置づけた(仮称)道路交通網計画策定事業と併せて、令和3年度末策定予定としております。通番18「鉄道駅のバリアフリー化の推進」につきましては、視覚に障害のある人などが線路への転落、電車との接触等を防ぐため平成30年度に内方線付き点字ブロックを市内全駅に設置。令和2年度には西武国分寺駅にホームドアを設置し、鉄道駅のバリアフリー化の推進を図ってまいりました。

8ページになります。重点事業2「相談支援体制の充実」でございます。(1)相談・支援体制の充実につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、感染症対策を徹底しながら継続して各事業を実施してまいりました。通番27「こどもの発達相談」は緊急事態宣言の発出により、直接対面での面談が中止となったこ

とにより、新規相談の受入れが困難な時期があったため、目標値を下回った状況でございます。

10 ページになります。(2) 関係機関のネットワークの充実につきまして、コロナ禍でもWebの利用など開催方法を工夫しながら会議等を開催して、各関係機関の連携を図ってまいりました。

11 ページ、(3) サービスの質の向上につきまして、通番 46「福祉サービス第三者評価受審支援事業」では、令和2年度に受審を希望する事業者がございましたが、業務多忙につき翌年度移行へ見送ることとなったため、補助実績は0件となっております。

12 ページ、重点事業3「ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」でございます。(1) 生活支援サービスの充実、(2) 障害のある人の健康の維持・増進につきましては、例年どおり継続して実施をしている事業でございます。

13 ページ、(3) 経済的支援の充実につきましては、通番 59「自立支援医療」及び通番 61「難病患者等医療費助成」がコロナ禍より自動更新となったため、申請件数自体は減っておりますが、例年どおり適正に支給を実施しております。

14 ページ、通番 70「児童生徒の地域活動促進事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動休止となっております。

15 ページ、(5) 交流・福祉教育の充実につきまして、各事業とも目標に対して着実に事業を実施し、障害に応じた教育を受ける体制を整備してまいりました。

16 ページ、(6) 地域生活の安心・安全の確保につきまして、通番 82「災害ボランティアコーディネーター養成」、通番 86「市民防災まちづくり学校事業」、通番 87「防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は事業の実施ができておりません。通番 88「震災総合防災訓練事業」は例年会場を設けて市民に参加いただいておりますが、令和2年度は感染症対策として家庭で参加できるオンライン型の訓練に切り替え実施しております。参加者数は目標を下回ったため、C評価としておりますが、市のホームページと連動したすごろくや臨時ラジオ放送局の開設、在宅避難者支援アプリの実証実験など、新しい取組を通じて、防災知識の普及啓発と防災意識を高めてまいりました。

17 ページ、(7) 生活拠点の整備、(8) 移動支援の充実につきましても、例年どおり必要な方に必要な支援ができるよう、周知も含め、それぞれの事業を継続して実施してまいりました。

18 ページ、重点事業4「障害児発達支援に向けた取組の充実」でございます。(1) 障害の早期発見・早期支援につきまして、通番 98「乳幼児健康診査」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から6月中旬まで健診を中止としましたが、その間の受診予定者には保健師が電話連絡や訪問を実施、支援してまいりました。

19 ページになります。(2) 療育・教育の充実につきまして、通番 105「こどもの発達センターつくしんぼの事業」は、緊急事態宣言の発令により、対面による心理相談や外来グループを休止したことから、相談件数は減少しております。通番 106「統合保育事業」は、目標に対して実績が下回っている事業になりますが、障害児の受入れに対する保育士等の増配置の補助金交付件数は、令和元年度の44件から令和2年度は52件に増加しております。引き続き保育コンシェルジュによるニーズに合った保育サービスの情報提供、保育所見学の動向、保育士等の増配置の補助金の交付及び研修等の人材育成を推進することで、受入れ体制を強化してまいります。

20 ページになります。重点事業5「障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」でございます。(1)一般就労支援の充実につきまして、通番 109「障害者雇用の促進」は、目標値の2.6%には届いておりませんが、令和2年度の法定雇用率2.5%は達成しており、障害者対象の採用試験も令和2年度に実施し、令和3年4月1日付で採用しております。また、障害のある職員が障害特性などに応じて活躍できる職務環境となるよう、令和3年3月に国分寺市障害者活躍推進計画を策定し、引き続き障害者雇用に推進してまいります。

(2)福祉的就労の充実につきまして、通番 111「障害者就労施設等からの優先調達の推進」は、庁内組織である国分寺市障害者優先調達委員会を中心に取組を進め、年々実績を伸ばしてまいりました。

(3)働く力の向上につきまして、21 ページの通番 117「職場体験機会の提供」は、外作業の実習も取り入れ、内容の多様化を図っております。

(4)地域社会への働きかけにつきまして、通番 118「就労支援センター運営委員会」では、新型コロナウイルス感染症に対する対応及び実習先の開拓等につきまして意見交換を行い、障害者の雇用の促進を図ってまいりました。

22 ページから 25 ページにつきましては、重点事業6「保健・医療・福祉の連携の推進」になりまして、こちらは再掲の事業となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

26 ページになります。重点事業7「サービス人材等の確保」につきまして、通番 147「障害の状態に応じた体育指導者の養成・確保」では、新型コロナウイルス感染症の影響により毎年参加していた障害者スポーツの研修会が中止になったことで、令和2年度は事業の実施ができておりませんが、それ以外の事業につきましては、多種多様なニーズに対応できるよう、様々な研修を実施し、サービスの質の向上を図っております。

以上、資料2の説明とさせていただきます。

大塚会長：それでは、ただいまの事務局の説明の国分寺市の障害者計画の進捗状況ということで、御質問、あるいは御意見があればどうぞ。柴田委員、どうぞ。

柴田委員：資料の一番冒頭には、Cで目標額が下回った事業一覧というのがありましたけれども、そこは飛ばして、1から順番に説明されたということなのですね。

事務局：先にCの10事業をまとめさせていただいて、後で一覧という形で説明させていただいております。

柴田委員：5ページ、「障害者差別解消支援地域協議会の設置」が、目標値が検討となったわけで、事業概要としては協議会を設置しますとなっていて、この2年度の検討の中身は、前にも聞いたのですが、何を検討したのかということを書く必要はないのでしょうか。

事務局：実績値で検討とさせていただいた内容としては、他自治体の設置状況、国の法改正の動向等を参考に、どのような形式で協議会を設置するのが効果的か、検討を行っているような状況のため、実績値を検討とさせていただいたのですけれども、柴田委員としては、何を検討したか詳細に内容を書き加えたほうが良いという御意見でしょうか。

柴田委員：そうですね。目標が検討だから、確かに曖昧と言えば曖昧なのだけれども、前年までは研究だったわけだから、具体的にどうするかという検討だろうと思うので、それが何を検討されたかということは、書くべきではないでしょうかね。他市の調査などを行ったわけですか。

事務局：他市の状況と、本来国の法改正がもっと早く行われるという前提でこちらの目標値など設定していたことから、実際には具体的に協議会を設置するかどうかのところまでには至っておりませんが、法の改正を待って、実際に設置するかどうかの検討に入っていくということなので、他自治体の動向と、それから法の改正を待っていたという状況でございます。

柴田委員：なるほど。

大塚会長：一般論では、差別解消法ができたときから協議会を設置するという方向に向かって各都道府県、区市町村、取り組んでいるということなので、遅すぎるかなという印象は持ちます。一番大切なのは、まず設置して、そこで動かしながら、どんな課題があるかで、他の先進的なところもそうなのですけれども、国分寺市で障害者差別解消法に関するところが、事例が上がってきて、そういうところをまず共有するというのがこの仕事だと思います。それを市民にフィードバックしていく。ですから、何か完璧なものを最初から求めて大がかりなものにするというよりは、まず取り組むことが必要ですし、遅すぎるという印象がありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

事務局：ありがとうございます。

大塚会長：もし何か御意見があれば、皆さん。

柴田委員：保育のところなのですけれども、今年3年に1度の保育指数の検討委員会というのがありまして、私は今年度の委員に参加させていただいているのですけれども、そこでは指数そのものをどうするかということは議論するけれども、その指数がうまく使われないとかいうことは、その検討会の審議課題ではないということなので、普通児はその指数どおりに入所できるのに、障害児は、その指数が高くて入所できないという問題はどこで扱うのかと聞いたら、この検討会の審議課題ではありませんということになったのですね。それでは、行政機関が行う、障害を理由とする差別ではないかと。その疑いが大変強いと思うのですけれども。そういう問題を審議する場所が必要であって、そういう点でいえば、こういう障害者差別解消支援というような協議会が設置されれば、そういうところにこういう問題が出てくると思うのですね。それではどうすべきかという議論が始まるのだけれども、議論の始まりすらもうシャットアウトされて、これは検討しませんということになっているので、ぜひとも私は、協議会の設置というのに向けて、準備を進めるべきではないかと思います。どう検討されたのかはここで書かれるべきではないかと思います。

大塚会長：ありがとうございます。ほかにはいかがですか。松友委員、どうぞ。

松友委員：19 ページの重点事業4の中の、通番の106番、統合保育。細かくて恐縮ですが、これを見ますと、評価もCになっていますけれども、34園に拡大する予定が、実は前年度よりも2園減っています。これはどういう状況だったのですか。つまり全園に入るとあったけれども、希望者がいなかったのですか。

事務局：基本的に申請希望した園で保育コンシェルジュが調整をさせていただいておりますが、施設面、安全面の理由により希望する園に皆さん入れるわけではない状況がございます。この23園という数字につきましては、それ以外の園で申請希望がない園があるような状況でございます。

松友委員：ほとんど私は理解ができなかったですけれども、私が質問しているのは、いろいろな状況があるのは分かるのだけれども、単純なデータとして、目標は34だったのでしょうか。これは全園の数ですよ。公立5、私立29、合わせて34園。国分寺は34園あるということですよ。だから全

部入れようとしたのだけれども、結果としては前年より少ない23園になったというのは、結局、入れようとしたけれども、それだけのニーズというか、要望というのがなかったということですか。

事務局：計画段階で34園、要は全園に障害児の受入れを実施しますという目標は立てさせていただいたのですけれども、やはり申請希望がない園があるので、実績としては23園の受入れにとどまっているような状況です。

松友委員：そうしたら、これ評価はAでいいのではないですか。申請したのを全部受けたのであれば、申請がなかったのですよね。そちらのデータが、最初は34としていたけれども、結果として23になったからCだという単純な評価でしょうけれども、実際、要望した人は全部受けて、例えば受けたけれども、要望している人が少なかったから、結果として前年より減ったぐらいの感じということでしょう。そうしたら評価はAではないですか。

柴田委員：よろしいでしょうか。

大塚会長：柴田委員，どうぞ。

柴田委員：希望がなかったわけではなくて、保育指数の検討委員会でも出されている意見では、保育所に希望を出したけれども、保育所が障害者は受けませんと言われると、今度は子ども子育てサービス課への申請自体が受け付けられないのだそうです。ということは、希望はあるけれども、保育所に行って、うちは受けませんと言われたら、もうその時点でそれはなかったことになって、数に上がってこないのです。そういう実態があるので、希望者は全部入れたわけではない、まるっきり違うのです。

大塚会長：ここはずっと議論になっているところなので、また整理が必要なのですけれども、わかります。ずっと懸案事項なので。

柴田委員：委員長，何が懸案事項なのですか。よく分からないのですけれども。

大塚会長：多分そのつくり方，例えば，目標として全ての園で受入体制を作りましょうと。だけれども，実際には各園が全部手を挙げて，自分のところは受けませんよというところにはなっていないと。さらに，自分のところが受けますよといったけれども，それぞれの個々のケースにおいては駄目な場合もある。非常に微妙ですね，そこはね。それは障害の程度とかいろいろなことが理由もあるし，調整がうまくいかなかったということもあるし，そういういろいろな条件があるわけだから，それを整理しないとなかなか今の話も，全部のところを目標にしているけれども，実際は全てのところはまだ受け入れるような体制にはなっていないというのは確かです。

柴田委員：確かに障害にはいろいろな程度もあり，種類もありますから，どの園でも受けられるというわけにはというのはわかりますけれども，そもそも障害児は受けませんという実態が多いわけですよ。だから，1人も入らない園があるわけですよ。1人も入らない園というのはいつまでたっても入らないのですよ。1人でも受ければ加算の職員がつかますから，そうすると，障害児を受け入れる準備ができますよね，保育園として。その初めの一步を踏み出さないわけだから，いつまでたっても0は0でいくのですよ。そこが大きな問題で，これを全園でやっていますというのは，それはごまかしですよ。入れば市は補助をしますということですがけれども，肝心の保育所がうちは受けませんというスタイルを持っている以上は，これは絵に描いた餅になるわけですね。

大塚会長：そうすると，全ての園で受け入れられるような体制をどのように作ったらいいですか。

柴田委員：一番必要なのはノウハウではないでしょうかね。障害児を受け入れるときの障害児の訪問支援を受けられる、つまり児童発達支援センターから、その保育園に対して専門家が来て、保育士さんに、この子どもについてはこういう支援が必要ですよということを教えてくれる。そういう中核になるシステムが今、国分寺には欠けているわけで。

大塚会長：だから、そういう仕組みを作らない限り駄目ですよ。

柴田委員：そうですね。

大塚会長：例えば、園自身が、保育士さんが障害に対する支援ができる、そういうノウハウも必要だし、あるいは外からのアウトリーチできちんと受けられるような体制もなければいけない。

柴田委員：そうです。

大塚会長：そういうものがない限り、1つでも多くの園が受けるような体制にはならないですよ。

柴田委員：そうですね。

大塚会長：それも含めて作らなければならないのに、それを受ける、受けないでここで議論していてもしょうがないですね。検討会か何か開いて全体の問題としてやらない限り駄目ですよといつも言っている。

柴田委員：でも、そのことが課題になって上がってこなければいけないわけですね。

大塚会長：でも、1つでも園が受けるようにするというのは全然問題なくて、それは確かなことなのだけれども、それとともに、それを担保するような仕組みづくりだとか、そういうことも含めて考えなければ駄目ですよ。

柴田委員：そうですね。

松友委員：いや、議論以前に、ここに書かれているやつを素直に読むと、受入れを実施しますと書かれているわけですよ。それでここは実施できなかったということですよ。そこには当然ながら実施するに当たっての条件整備であるとか、おっしゃったような議論があると思うのですが、この文章だけ見ると、もうそれを前提として受け入れるのだと言っているのだから。

大塚会長：でも、それは多分、それは目標だけだと思った。

松友委員：具体的に、公的な援助を受けている民間であっても公立学校であっても公的な援助を受けている、公的なパブリックソーシャルサポートシステムの中にある保育園が拒否するということができるのですか、行政的差別行為を。それを認めるのですか。

大塚会長：差別ではないです。ある一定の目標ですから。

松友委員：明らかにそれは差別ではないですか。

大塚会長：行政の目標は全ての園で障害のある子どもを受け入れられるようにしましょうと。それが目標だと思うのですよ。今の体制は幾つできたとか、職員とか保育士さんのレベルも上がったとか、発達センターもきちんとアウトリーチで支援するから1つでも増えた。それがだんだん増えていって全部になればいい。

松本委員：ニーズがなければね。

大塚会長：考え方として、全ての園が受け入れられるようにしましょうというならいいですけども、もう受け入れられるようになっていましてというのは、実態とまた違うような気がするのです。

柴田委員：でも、この評価の中でも全園で受けられるように書かれています。前回の最終的な、委員長にお預けした文章でも。

大塚会長：目標はそうです。目標は受け入れられるようにしましょうです。それがいいと思います。でも、実際は全部そうは言えないということもあります。

松友委員：いや、希望がなければ、それはもう目標も何も、データの的にはあれですけども、結局、その断ったというか、拒否した事例があるのですよね、この場合だと。だから、そのあたりを、単なる理念的な目標ではなくて、具体的にそれを可能にするような体制整備をやっていかないといけない。つまり園が悪いだけの問題ではないのだろうけれども、それがあつた限りはいつまでたっても進まないと思いますよね。だから、この中ではなくて、別に委員会を作るかどうかは別としても。

大塚会長：それはそう思います。何で園が受けられなかったということも含めて、これはきちんとはつきりさせないと。そういうための検討委員会を作ってやりなさいというのはずっと言っているわけです。

松友委員：拒否された方の親、家族とかあるわけではないですか。具体的に事例から見たら、これは許せないことだと思いますよ。

中西委員：だから、いつもこの点の議論が堂々めぐりをしている気がするのですが、希望があつたとかなかったとか、そういう話になってしまうので、データの出し方として、今年度何園で受け入れましたかということではなくて、例えば今年度までに受け入れた園は、過去も入れて何園ありますかということ、その受け入れている園が増えているのか、増えていないのか。例えば令和元年度 25 園で令和2年度 23 園となっているけれども、その 23 は全部重なっているのか、それとも別に新たに 1 人受け入れた園が出てきているのか、そういったことが分かるようなデータも出していただければ、進んでいるのか、進んでいないのかということは、その数字として見える形になってくるのかなと思うのですが。希望した、しないとなってしまうと思うと、保護者側としてもう今までの実績のないところだから希望しないとか、さっき柴田さんがおっしゃったように、事前の相談で駄目だったから希望しないとか、たまたま今年少なかったとか、そういう話になってしまうので、受入実績のある園が増えているかどうかということの評価の対象にするのは難しいのでしょうか。

事務局：令和2年度実績 23 園の内、令和元年度実績 25 園と重複しているのが、例えば 21 園で、2 園は新しく受け入れた園があるかなどは、担当課に数値の出し方を改めて確認させていただいて、次回の協議会で、どのような数値で新規の園が増えているのかどうかを御報告させていただければと思っております。

大塚会長：ありがとうございます。

柴田委員：担当課がこの施策推進協議会に出てきてきちんと伝えていただきたいと思います。今日は来られていないのですか。担当課の方がこの場において、答えていただきたいです。

事務局：担当課は来ておりません。

柴田委員：ぜひとも出席するように要請していただけないでしょうか。

事務局：1 事業に対して担当課を呼ぶということは難しいところではあるのですが、改めてこのような御意見もあつたので、検討させていただければと思います。

大塚会長：ほかには御意見はいかがですか。それではもう 1 つ、障害福祉計画もありますので、障害福祉計画、障害児福祉計画の説明をお願いします。

事務局：国分寺市障害福祉計画・障害児福祉計画の達成状況について御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。まず1ページ目、障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標の達成状況について御説明いたします。最初に資料の訂正をお願いいたします。成果目標として5点挙げており、それぞれに進捗状況評価と記載しておりますが、令和2年度が計画の最終年度でございましたので、正しくは達成状況評価となります。申し訳ございませんが、5カ所、進捗状況評価ではなく達成状況評価に修正をお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。それぞれの目標数値につきましては、国の基本指針や東京都の基本的な考え方、また市の実情も踏まえまして設定してございます。まず1点目、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」でございます。地域生活への移行者につきましては、令和2年度末までの3年間で3人が移行することを目標値として設定しており、平成30年度からの3年間の実績は、1人、2人、1人の合計4名で、目標を上回って達成しております。また、施設入所者支援者数につきましては、令和2年度末時点で76人を超えないことを目標数値として設定しており、令和2年度は新たに施設に入所した方は1人もおらず、補足説明に記載のあるとおり、6名の方が減りましたので、実績は74名ということで、こちらも目標を達成しております。このことから、評価はA、目標以上に達成したといたしました。

続きまして2点目「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。こちらは、令和元年度に地域自立支援協議会の専門部会である精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場として既に位置づけており、令和2年度は地域移行に関するワーキンググループを立ち上げ、取組を行っております。以上のことから評価はA、目標以上に達成したといたしました。

次に、3点目「地域生活支援拠点等の整備」でございます。令和元年度に新たに相談支援事業所が地域生活支援拠点等に位置づけられたことによって、支援関係者会議を実施すると、事業所が報酬の加算を請求できるようになりました。これにより支援者会議の開催が活発になり、地域の連携体制の構築が進み、地域課題の抽出、共有、検討が図られております。このように地域生活支援拠点等が整備され、その機能の強化充実が進んでいることから、評価はA、目標以上に達成したといたしました。

続いて4点目「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。令和元年度までは、目標数値を上回って推移しておりましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用環境が大幅に悪化し、設定しております目標数値を全て下回っております。このことから評価はC、目標を下回ったといたしました。

最後5点目「障害児支援の提供体制の整備等」でございます。令和元年度に、保育所等訪問支援を提供する事業所が開設され、令和2年度に、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が開設されました。また、医療的ケア児支援の協議の場も設置いたしました。児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置は実現できておりませんが、庁内検討や事業所への開設の依頼等は実施しており、今後も引き続き設置に向けて取り組んでまいります。以上のことから、評価はB、おおむね達成したといたしました。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。障害福祉サービス等の実績について、要点を絞って御説明させていただきます。こちらの実績は、都の実績に合わせまして、各年度の3月提

供分の利用実績となっております。まず、障害福祉サービスでございます。訪問系サービスにつきましては、同行援護及び行動援護が外出を伴うサービスということで、新型コロナウイルスの影響を大きく受けまして、利用者数は見込量に近い人数となりましたが、サービス量は非常に低迷した状態が続いております。日中活動系サービスにつきましては、自立訓練は就労を目指す方などからのニーズが低くなっている反面、就労意欲の高まりから、就労移行支援や就労定着支援といった就労系のサービスが順調に伸びております。短期入所につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、利用を控える動きが広がり、利用が低迷しております。共同生活援助につきましては、施設の整備が進み、令和元年度から2年度にかけての新規のグループホームの開設が相次いだことから、利用が大幅に増えております。

続いて、障害児のサービスでございます。児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用者数が毎年伸びておりますが、それを上回る伸びで見込量を見込んだため、達成率は100%を下回っております。しかし、令和2年度は市内や近隣市において事業所の開設が順調に進んでいることから、児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用者が大幅に増えました。

以上が障害福祉サービス等の実績の説明となります。

事務局：地域生活支援事業の実績につきまして報告いたします。地域生活支援事業は、(1)から(10)の必須事業と(11)の任意事業で構成されています。おおむね例年どおり実施をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染の感染拡大の影響と思われる実績の変化が顕著な事業について報告をいたします。

(1)の理解促進啓発事業につきまして、例年12月3日から9日の障害者週間に合わせて講演会等の企画を実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、講演会は中止となりました。啓発ポスターを市内の公共施設や駅、町内会、特別支援学校などに掲示をし、啓発を進めていきました。(11)の⑤のスポーツレクリエーション事業につきましても同様に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、障害者(児)運動会、お楽しみ会が中止となっております。

(6)の手話通訳者派遣などの意思疎通支援事業、(9)の移動支援事業、(11)の①の日中一時支援事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により利用者の実績が減少をしています。

(8)の手話奉仕員養成研修事業につきましては、新型コロナウイルス拡大の影響により、公共施設が閉館となったため、令和3年1月から講習を中止せざるを得なくなり、講習修了者が0人となっております。令和3年度において令和2年度の各講習の補修を実施しているところでございます。

大塚会長：障害福祉計画及び障害児の福祉計画、今の事務局の説明について、御質問や御意見がある方はどうぞ、挙手をお願いいたします。柴田委員、続きまして、松友委員。

柴田委員：2ページの障害福祉サービスの居住系のところですが、共同生活援助が154、施設入所支援が74ということで、グループホームが、入所施設の倍以上になったということですね。これを日本全国でいいますと、ようやくグループホームが入所施設より少し上回ったという状況なのです。それから見ると、国分寺は入所施設の倍以上、もうグループホームを利用しているということで、そういう意味では、私は特筆すべきといいたいまいしょうかね、すごく頑張って取り組まれたなと思って感謝したいと思います。

ただ、障害の重い人と、専門的な、特に行動障害の激しい人とか、重症心身障害の人とか、そ

ういう人はまだグループホームはなかなか使えないので、そういう課題はまだまだあるのですけれども、ここはすごく国分寺市の障害福祉課の皆さんが頑張っていたのだと思います。

あと1つ、3ページの成年後見制度関係なのですが、利用支援事業が非常に少ないのですね。今、生活保護まで対象にさせていただきましたけれども、低所得の人についての助成をぜひともお願いしたい、低所得で利用する人が多いので、生活保護に限定していると伸びないなと思います。これは大きな課題だと思います。

それから、法人後見制度の支援事業については、実施ということになっているのですけれども、実際には社協の法人後見については支援されているのですが、民間のNPOで一生懸命、法人後見を取り組んでいるところがあったりするのですけれども、特に知的障害関係では、お母さんお父さんたちが社会福祉士を取ったり、あるいはまた市民後見人に参加したりして法人を立ち上げているのですが、そこへの助成が非常に手薄いので、非常に運営が苦しいということがあって、知的障害関係は支援期間が長いので、個人の成年後見人よりも法人後見、頼りになる法人後見への希望が大変多いので、そこについては今後大きな課題が残っているのではないかなと思います。

それから、1ページの児童発達支援センターの設置が何としてもこれが大きな目標になると思います。

大塚会長：どうも、意見ありがとうございます。松友委員、お願いします。

松友委員：2ページ目の先ほど柴田さんもおっしゃっていたように、居住系というところで、いわゆる共同生活援助154で、施設入所が74ということで、非常にグループホームが増えてきて、施設に関してはほとんど横ばいだということで、施設の数全然減らないのですか。横ばいと。つまりあるから入るのではないですか。これを0にするぐらいの戦略的な方向性を確認して、そしてそのためにグループホームを増やしていく。重度だからグループホームは無理というのはいつの話ですか、その議論は。それはそれに応じた体制を作ればできるのです。ただ、それが作れるかどうか。経済的にも予算的にも、それはあると思いますけれども、重度だから云々、軽度だから云々というのは、もう20、30年前の専門家のたわ言ですよ。それができないような、体制が作れないのだったら、それは個人的、精神的な方向ではなくて、その体制づくりのための人的配置とか何とかを検討すべきであるということが1つ大きな課題である。だから、特に入所施設をゼロに持っていくというのが基本だと思いますね。それが1つ。

もう1つは、1ページの1番のところに、先ほど目標76で、74で施設入所が減ったと言われたのだけれども、実は入院している人が3人いるのですよね。病院に入れる場合は減ったということは、施設の入所として減ったのは大いに結構だろうけれども、すんなりこの数字を喜ぶわけにいかないだろうなと。だから、本当の意味での、いわゆる入所形態で行かないで入院というと、これは病院ですから、これは誰でも地域に住んでいれば病院に入院するでしょうけれども。そのところ、減ってよかったみたいな表現でしたけれども、あまり喜べないな、実際を見るとね。

大塚会長：ありがとうございます。施設入所支援もそうだし、それから共同生活援助、グループホームもそうですけれども、全部国分寺市内にあるということでもいいのですか。国分寺市内の施設入所支援、それから国分寺市内のグループホームということでもいいですか。

事務局：この人数は、国分寺市が援護を実施している方についての人数ですので、施設ですとかグルー

プホームは、市内市外は問いませんので、都外もございます。

大塚会長：ということは、確かに援護をする主体としては減らしていきたいけれども、国分寺市が積極的に施設を潰すとか、減らすということは、施設は違う市だとか区にあって、場合によると、都外もあるかな。そういうところに頼りながらやっている。グループホームもそういうことですか。そういうことでいいですか。

事務局：そうです。

大塚会長：ということは、自前ではないということですか。

柴田委員：大事なところですね。事務局にお尋ねしたいのですが、グループホームの数も、実際には支給決定している数だと思うのですが、このうち市内のグループホームにいる人というのは154人のうちの何人になるのでしょうか。そのデータありますか。市内でも相当グループホームが、この間に増えたと思うのですが。

事務局：その正確な数字までは今日持ち合わせていないのですが、市内のグループホームに入られている方は、半分と少しぐらいだと思います。逆に言うと、市内にあるグループホームについても、約半数ぐらいが市外の方が入られているような状況でして、市民の方がその市内のグループホームに必ずしも入るというわけではなくて、市外に行かれる方も多いというような状況でございます。

柴田委員：そうなのですか。

大塚会長：なかなかここは複雑なところで、多分、国分寺市さんが計画を立ててグループホームを増やしながら、様々な形で調整して地域生活を実現していくということであれば、外と中ということはないけれども、少し分けて考えていったほうがいいかもしれないですね。中に作っていくということも含めて増やしていくと。そこにいろいろな援助が、計画的にやっていくわけですから、そういうことも含めてここは複雑なものが入り乱れているということなので、少し整理しながら考えていきましょう。簡単なことではなくて、減ったからいいとか、増えたからいいということではなくて、複雑な問題があるということですね。

ほかには御意見、いいですか。宮崎委員。

宮崎委員：先ほどもあったところなのですが、1ページの1番「福祉施設の入所者の地域生活への移行」というところの評価ですね。今、Aとされている部分なのですが、私の読み方ですと、これは移行した数が大事な事業だと思しますので、そうすると、目標3人に対して、実際に移行できた方はお一人なので、評価としてはAにならないのではないかなと思います。入所の方が減ったというところは分かるのですが、でも入所の方が減ったから結果的にAですよということにしてしまうと、移行者数というところの考え方が大変薄まってしまう気がいたしますので、変えたほうがいいかなと個人的には感じています。

大塚会長：ここはもう少し厳しい見方もあるので、目標値は3人ということで地域生活へ移行したということなのですがけれども、さっき言ったとおり、厳密に言えば、例えば、国分寺市でグループホームを計画して作って、どこかの事業所にやってもらって、それで移行して増えていったとか、それは完全にすごくいい、政策的にやったということなのですがけれども、他市のグループホームに入れて、それでオーケーということになってしまうと、少し弱い。それから入所の方が減ったということであったとしても、死亡だとか、あるいは入院ということも含めて、これ本当に地域移

行かという議論にもなるわけですね。ここは毎年減らしていくということが目標なので、定員を減らすと。ただ定員を減らすといっても、さっき言ったように、施設入所支援は、国分寺市自身がコントロールしているわけではないので、他の市の入所施設のことで、そこで亡くなって少なくなったということだけの話なので、なかなかいろいろなことを考えると、Aになって万々歳ということではないので、少し違うかなという気がします。

事務局：資料の記載の仕方が分かりにくくて申し訳なかったのですが、この目標数値3人というのは、3年間の合計人数ということで目標数値を設定しております、詳しくは計画の冊子の45ページのところに記載があるのですが、市の目標値設定の考え方ということで、平成32年度末、つまり令和2年度末までに、平成28年度末に施設入所者の方76名いらっしゃいましたので、その内の4%に当たる3人がグループホームから地域生活へ移行することを目指しますということで、3年間で3名の方が移行することを目指しておりましたので、3年間で合計4名でしたので、目標を上回ったということで、A評価にさせていただいているということになります。

宮崎委員：今の説明を聞いて大変納得ができました。

大塚会長：ほかにはいかがですか。どうぞ、御意見を。あとはいかがですか。柴田委員、どうぞ。

柴田委員：3番目の「地域生活支援拠点等の整備」のところの補足説明にありますように、ここは連携が、積極的にこの3年間、図られたところだと思います。まだまだ不十分といえれば不十分なのだけでも、この3年間の動きというのは顕著な成果だと思いますので、私は、ここは本当にAでいいのではないかと思います。

大塚会長：ありがとうございます。ほかにはいかがですか。よろしいですか。皆さんの団体への質問だとかまとめということもありましようから、これについては御意見を頂くのは、少しまとめてまた事務局へ連絡してもらってもいいですよ。いつ頃までですか。

事務局：7月21日の水曜日まで、こちらのほうで意見をお受け付けさせていただければと思いますので、何か追加で御意見あれば事務局まで御連絡ください。

大塚会長：ありがとうございます。7月21日ということなので、団体の方などは少し周りの方に御意見を聞いて、まとめていただいて、事務局まで送っていただければということでお願いいたします。よろしいですか、これについては。

それでは、続きまして、幾つかの報告事項があるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：報告事項1) 計画の策定報告について御説明させていただきます。委員の皆様で事前にお送りしている計画書がお手元にある方は、御準備いただきますようお願いいたします。

これまで本協議会におきまして様々な御意見を頂きながら策定作業を進め、本協議会で頂いた意見をまとめた計画案の答申を基に、3月に庁内手続を経て計画を策定いたしました。

なお、2月8日の本協議会で頂いた柴田委員及び中西委員の意見につきましては、会長預かりとして次のように変更させていただいております。まず、柴田委員より計画の28ページ、②障害児保育事業につきまして、実績数値の具体的な記載がなく、指標名が受入体制の維持では、障害児を全園で受け入れているように見えるため、誤解を与えない表現に修正してほしいとの指摘を受け、次の2点を修正しております。1点目は、受入体制が何を指しているか分かりやすくするため、事業概要を具体的に掲載させていただきました。2点目は、障害児の受入施設等は年度で

入れ替わりも多く、数値目標としての設定が困難であることから、指標名を受入体制の強化という表現に修正し、事業概要に括弧書きで令和元年度実績の数値等を記載しております。

続いて、中西委員より、計画の38ページ、②成年後見活用あんしん生活創造事業につきまして、令和元年度だけ実績が多かったということだが、令和5年目標値が実績値より少ないため、目標として分かりにくいとの指摘を受け、次の2点を修正しております。1点目は、相談人数に増減があるため、欄外に令和5年の目標値は平成28年度以降の実績を踏まえて算出した旨を加筆しております。2点目は、指標名を相談件数としておりましたが、延べ人数と実人数が分かりづらいため、相談実人数に修正しております。

以上、2点を協議会后に修正させていただいております。また、本計画に基づき、概要版を事務局で作成させていただきましたので、簡単に御報告させていただきます。概要版は誰でも読みやすいよう、分かりやすい日本語でまとめ、振り仮名を振っております。内容としては、1ページ目に4計画それぞれの説明を記載し、2ページ目に障害者計画の施策の体系図、3から6ページに各施策の方向の概要、7ページと8ページでは障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標、9ページと10ページには各サービスの見込量を掲載し、11ページに計画の推進体制を記載しております。本計画に沿って、今後、庁内の各課や地域の関係機関などと引き続き緊密な連携関係を構築して、計画に位置づけた各目標の達成に向けた取組を推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、計画の報告とさせていただきます。

事務局：昨年度の地域自立支援協議会の活動状況について、お時間も迫っておりますので、簡単に御報告させていただきます。資料4をお願いいたします。

昨年度は、年間テーマとして、障害者計画等の策定を見据えた地域課題の解決につながる方策の検討を設定し、全体会を年3回開催いたしました。障害者計画等の策定に関して御意見を頂くとともに、各専門部会の取組状況や地域生活支援拠点の整備等について協議し、各種研修の実施等について報告を行いました。

続いて、各専門部会の昨年度の活動状況及び今年度の活動計画を報告させていただきます。まず、相談支援部会についてです。資料の1ページから2ページを御覧ください。相談支援部会の昨年度の取組を1つピックアップして御紹介させていただきます。新型コロナウイルスへの対応の検証と今後の対策の検討を行いました。こちらについては、コロナ禍においても障害福祉サービス等を継続して実施していくために、市内事業所が正しい知識を得て、効果的な感染症対策を実施することや、事業所間の協力体制を構築するために障害福祉施設における感染症対策研修を実施するとともに、各種会議において各事業所の課題を情報共有し、課題解決につなげております。

続いて3ページを御覧ください。今年度については、新型コロナウイルスも含めた災害時における障害者支援をテーマに研修を実施し、これまでも進めてきた地域生活支援拠点のさらなる充実や、緊急を緊急にしない予防的な取組についても協議、検討を進めてまいります。

次に、就労支援部会についてです。昨年度の取組は4ページから5ページを御覧ください。主な取組を1点ピックアップして御報告させていただきます。商業施設での物品販売を行いまして、こちらについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で仕事の受注や販売機会が減少している障害者施設に販売機会を提供するため、市と地域活性化包括連携協定を結んでいるミーツ国分

寺やセレオ国分寺の協力で販売会を行い、多くの方に御来場いただきました。

資料の6ページを御覧ください。今年度もミーツ国分寺やセレオ国分寺での物品販売を予定しておりますので、ぜひ皆様もお越しいただければと思います。また、一般企業実習先の開拓については、地域活性化包括連携協定の活用に加え、地域の施設や商店での実施を実現すべく取り組んでまいります。

最後に、精神保健福祉部会についてです。昨年度の取組は7ページから8ページを御覧ください。全体を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を進めてまいりました。主な取組を1つ挙げさせていただくと、精神科病院に長期入院中の方への地域移行支援について取組を行いました。部会構成員による地域移行支援ワーキンググループを開始いたしまして、ワーキンググループで病院へ訪問し、病院のスタッフとの意見交換を通じて、課題のすり合わせや地域移行を具体的に進めていくために必要な要素の割り出しを行いました。

資料の9ページを御覧ください。今年度については、地域移行支援についてワーキンググループの活動を軸に押し進め、市民が利用している近隣市の精神科病院へのアプローチを重ねてまいります。

最後に、今後の地域自立支援協議会についてですが、今年度の年間テーマは、地域生活支援拠点等における障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実強化でございます。家族等が新型コロナウイルスに罹患して介護できなくなった場合に対応するため、受入体制の整備を行うことや、地域生活支援拠点を拡充し、短期入所事業所を加えること等に取り組んでまいります。

以上、雑駁ではありますが、地域自立支援協議会の報告を終わります。

大塚会長：ただいまの事務局の説明については、よろしいですか。

それでは、今後のスケジュールということで、これも事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局です。資料5のスケジュール（案）を御覧ください。本日、第1回目の協議会を開催いたしました。8月の第2回目の協議会では、本日頂いた意見を基に答申案をお示しさせていただき、10月の第3回の協議会で答申の確定、翌年2月の協議会では次期計画策定に向けたアンケート調査の検討をさせていただき予定でございます。なお、8月の第2回目の協議会の日程が確定しておりますので、お伝えさせていただきます。第2回目の開催日時は8月18日水曜日18時半からとなります。次回もWeb会議での開催を予定しておりますが、改めて開催通知も送付させていただきます。

大塚会長：これで令和3年度第1回国分寺市障害者推進協議会を終わりにしたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

—了—